

# 電話相談の概況

～平成16年2月から平成17年8月～

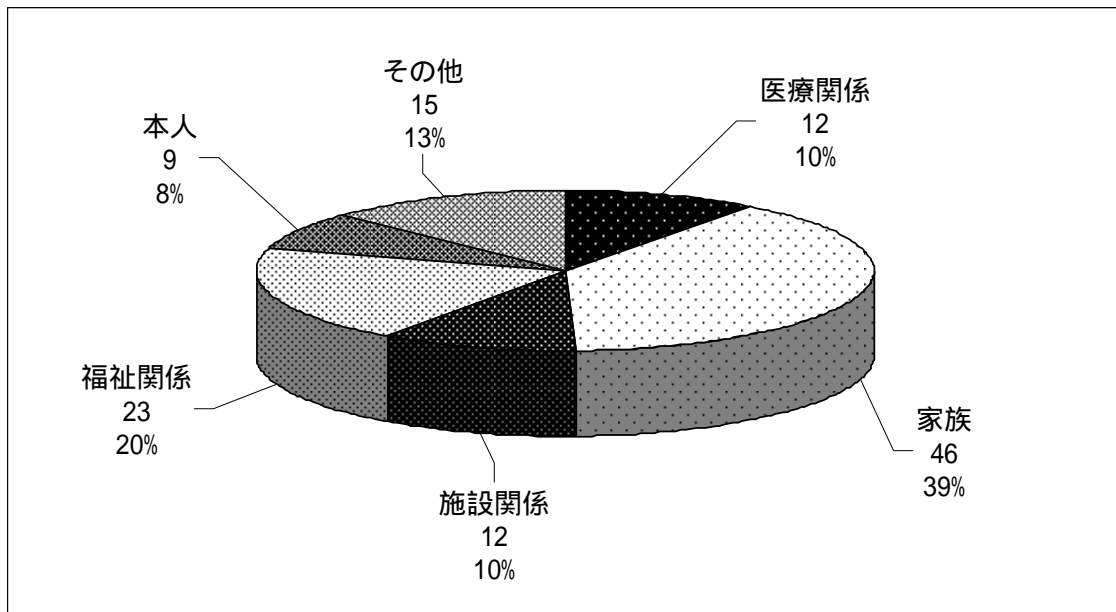
社団法人成年後見センター・

リーガルサポート 群馬支部

平成17年12月10日

## 1. 相談者類型別

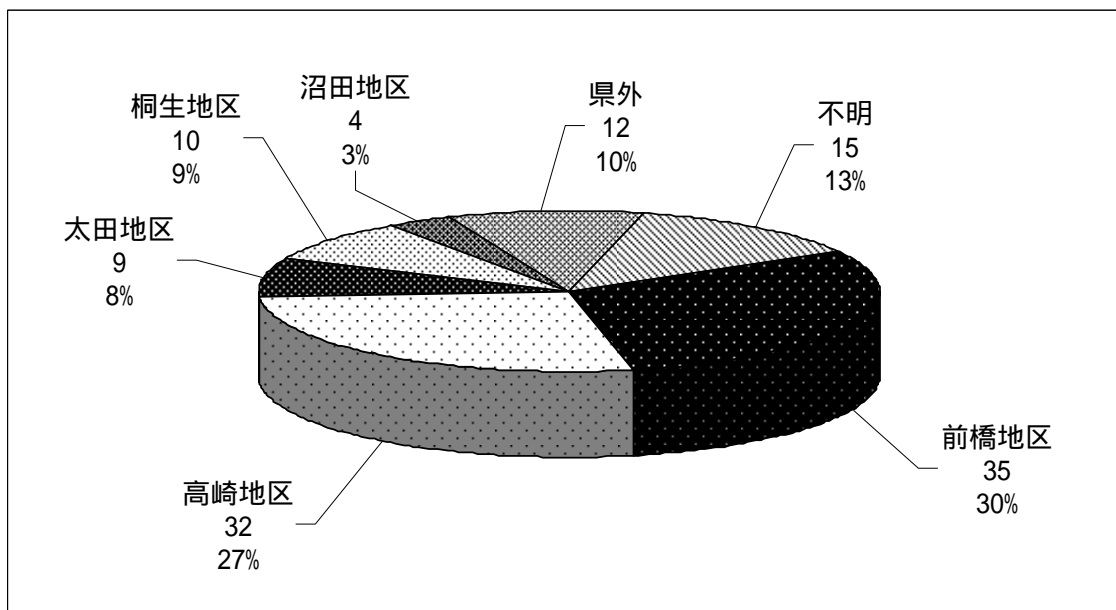
(総数 117)



家族からの相談が一番多く（39%）、福祉関係、医療関係・施設関係の順となった。本人からは、任意後見に関するものが多かった。その他には、市職員、近隣住民、会社員（同僚の関係）、金融機関、土木事務所、建築業者、調停委員、士業等があった。

## 2. 相談者の地域別

(総数 117)

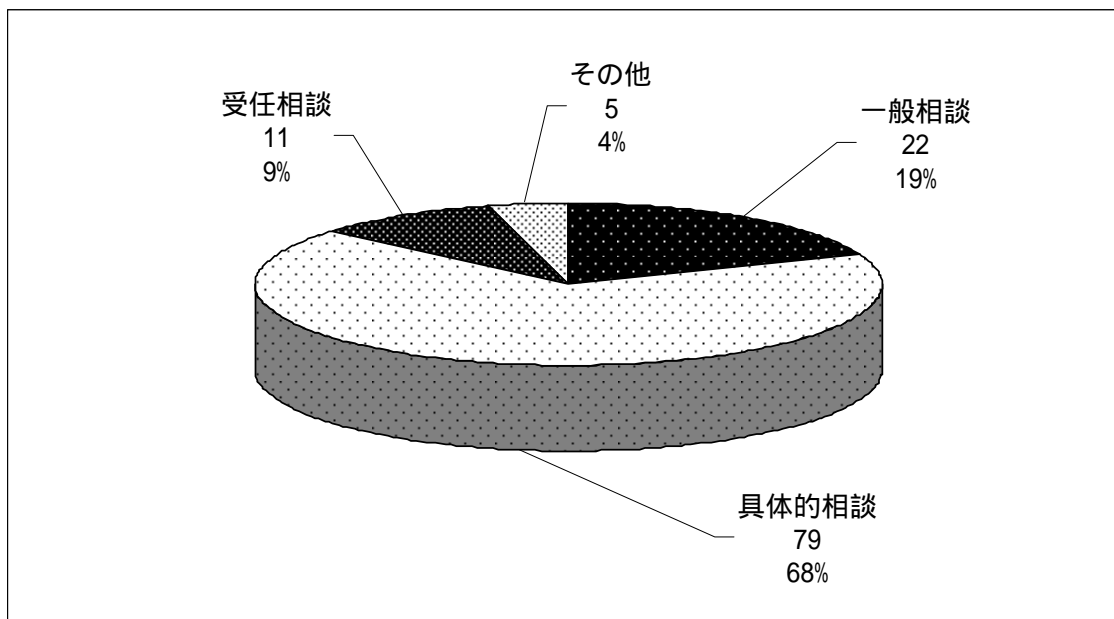


前橋地区には、伊勢崎市・玉村町・富士見村・北橋村を含む。高崎地区には、藤岡市・安中市・榛名町・群馬町を含む。太田地区には、大泉町を含む。桐生地区には、大間々町・笠懸町を含む。沼田地区には、片品を含む。県外には、東京・埼玉・神奈川・新潟・関西があった。

県外からの相談者は、インターネットの群馬支部のホームページをみて、無料相談電話にアクセスしているようだ。

### 3. 相談類型別

(総数 117)



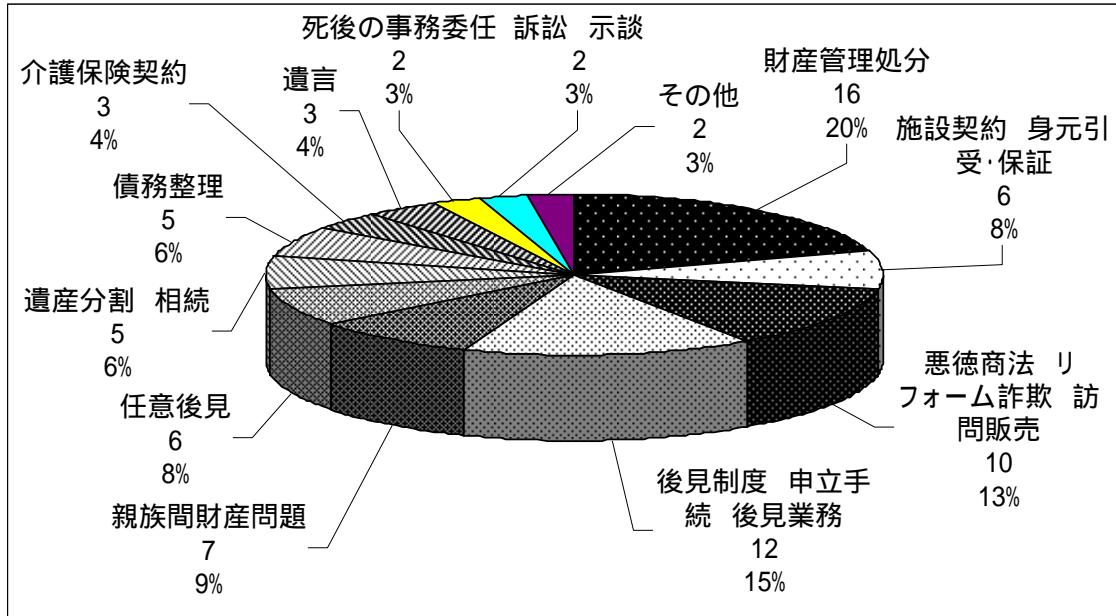
一般相談のうち、法定・任意後見制度について説明を求めるものが11件(一般相談のうち50%)、申立手続き全般についてが9件(同41%)、後見人の業務についてが2件(同9%)であった。

受任相談は、法定後見関係が7件(受任相談のうち64%)、任意後見関係が4件(同36%)であった。

具体的相談は、財産管理・処分が16件(具体的相談のうち20%)、後見制度、申請手続きが12件(同15%)、悪徳商法・リフォーム詐欺・訪問販売が10件(同13%)、次いで親族間財産問題、施設契約、身元引受け・保証、任意後見、遺産分割協議、債務整理、介護保険契約、遺言、死後の事務委任、訴訟・示談の順であった。

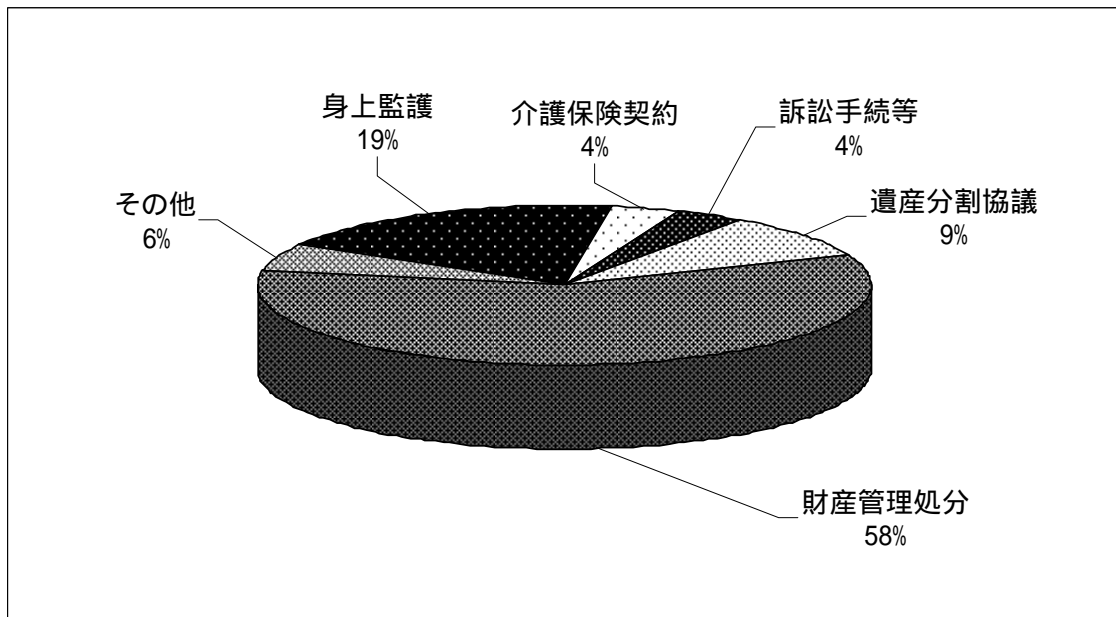
具体的相談

(総数79)



下図は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした申立ての動機別割合であるが、財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く、次いで、身上監護、遺産分割協議となっている。

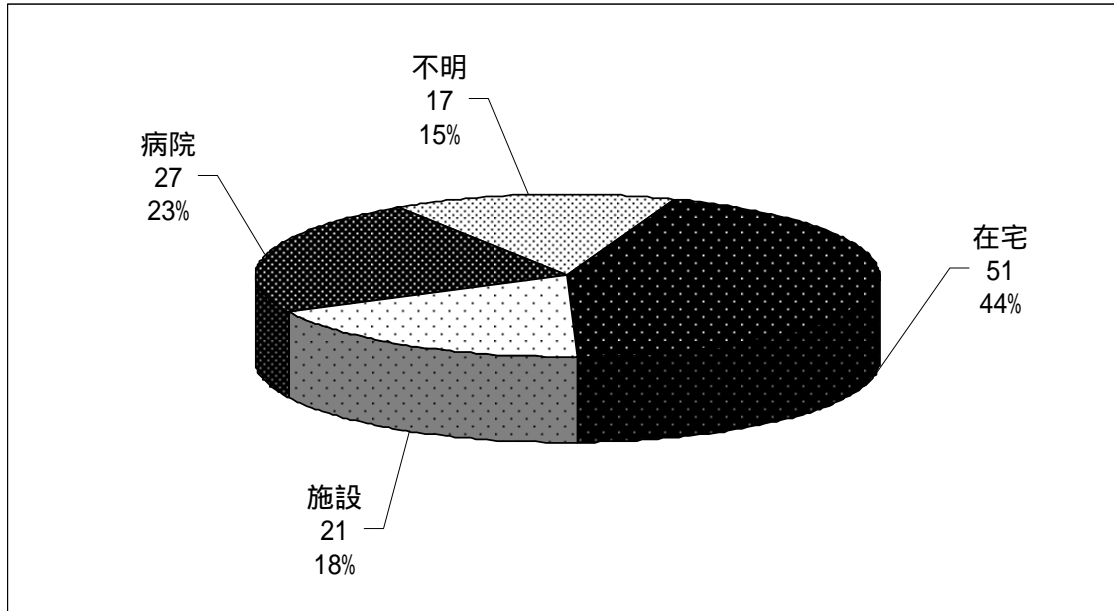
申立ての動機について



(最高裁判所・成年後見関係事件の概況 平成16年4月から平成17年3月より)

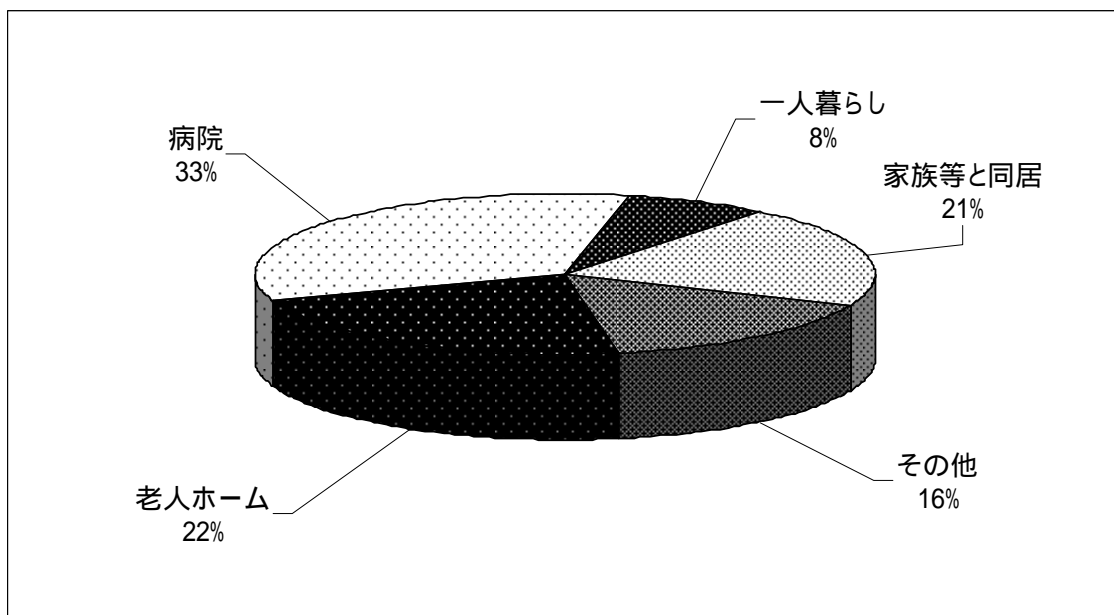
#### 4. 本人の生活状況

(総数116)



在宅が一番多く、不明を除く全体の52%（99件のうち51件）であった。次いで病院が同27%、施設が同21%であった。

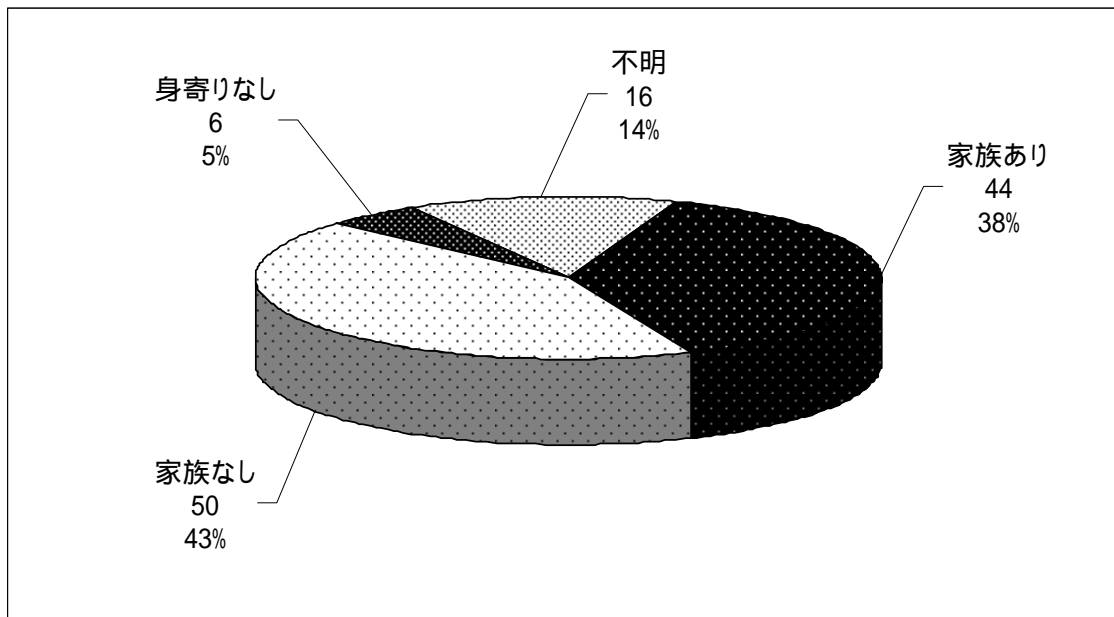
下図の最高裁判所の統計と比較した場合、在宅の割合が多くなっているが、相談と申立の時点で状況が変わったためと推測する。



(最高裁判所・成年後見関係事件の概況 平成16年4月から平成17年3月より)

## 5. 家族構成別

(総数 116)

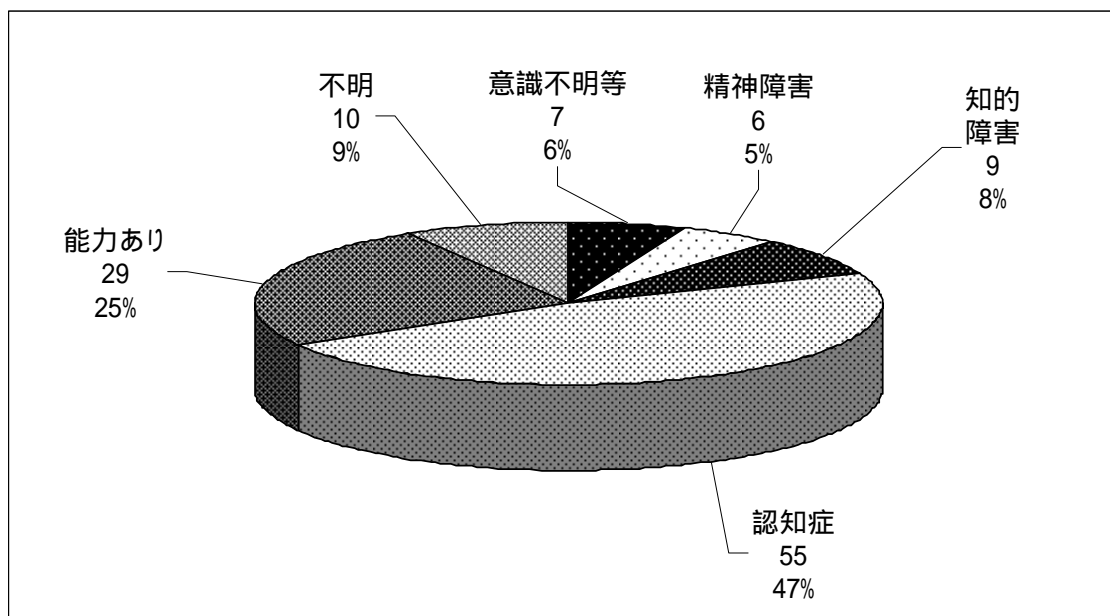


家族ありとは、子供がいる場合とした。家族なしとは、子供がいない方であり、配偶者がいる場合も含まれる。身寄りなしとは、子供がいない方で、音信のとれる親族がいない場合とした。

家族なしが一番多く、不明を除く全体の50% (100件のうち50件)であった。次いで家族ありが同44%、身寄りなしが同6%であった。

## 6. 本人障害別

(総数 116)

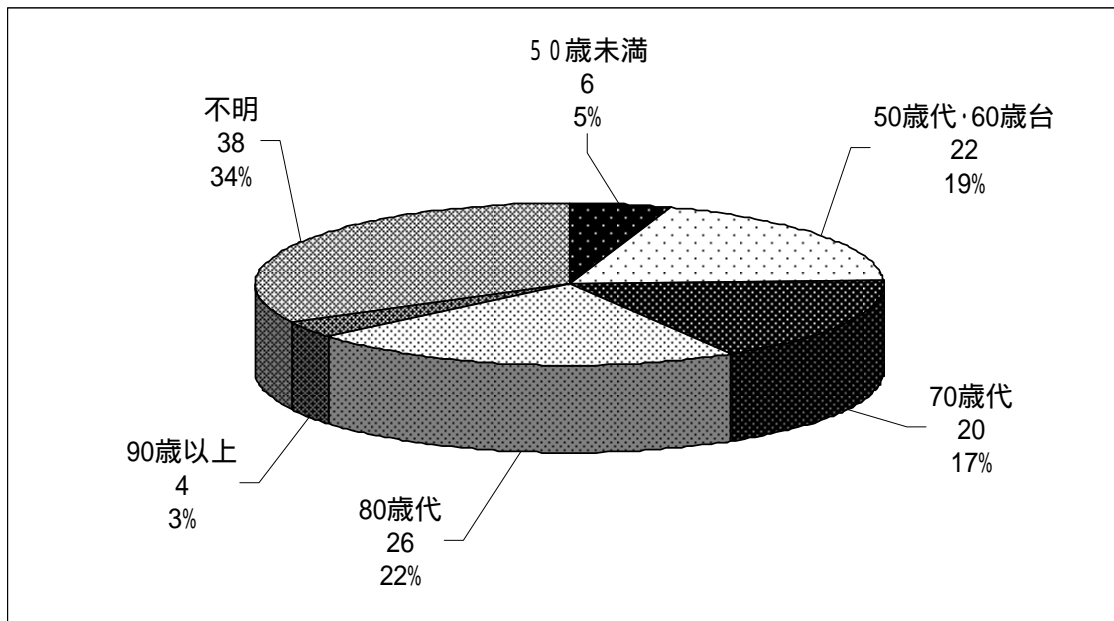


認知症が一番多く、不明を除く全体の52% (106件のうち55件)であった。次いで能力ありが同27%、知的障害が同9%、意識不明等が同7%、精神障害が同6%であった。

知的障害及び精神障害には、50歳未満の方についての相談が目についた。

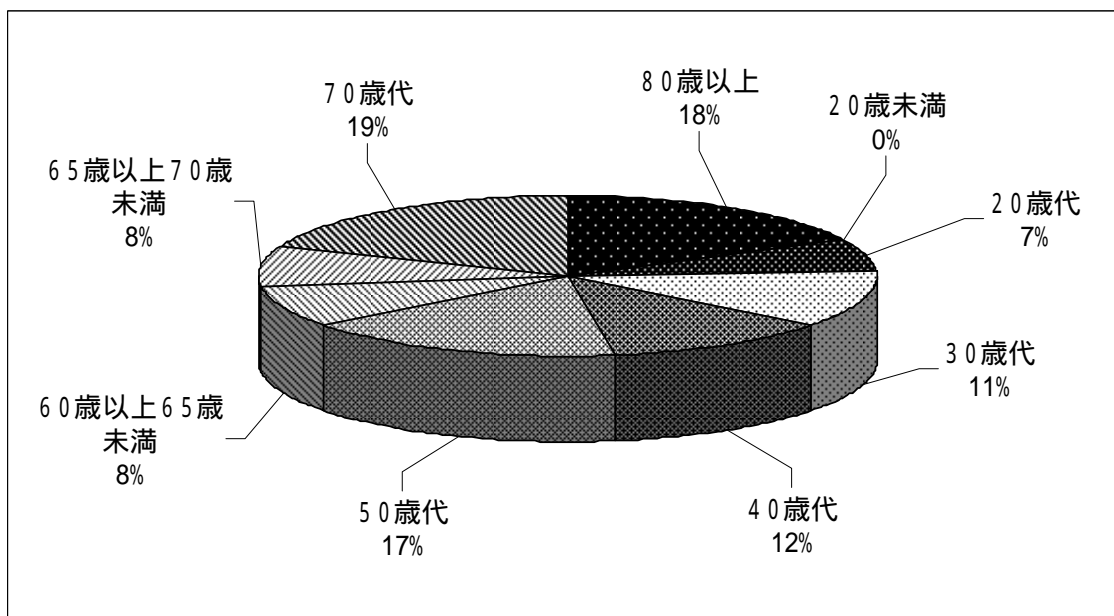
## 7. 本人年齢別

(総数 116)

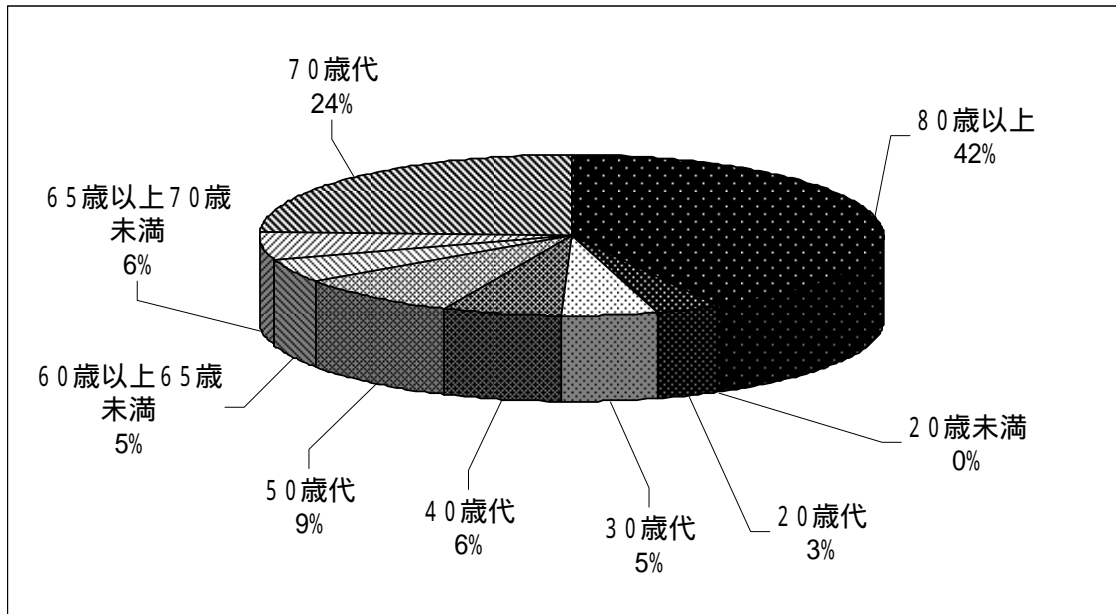


80歳代が一番多く、不明を除く全体の33%(78件のうち26件)であった。次いで50歳代・60歳代が同28%、70歳代が同26%、50歳未満が同8%、90歳以上が同5%であった。

## 男性



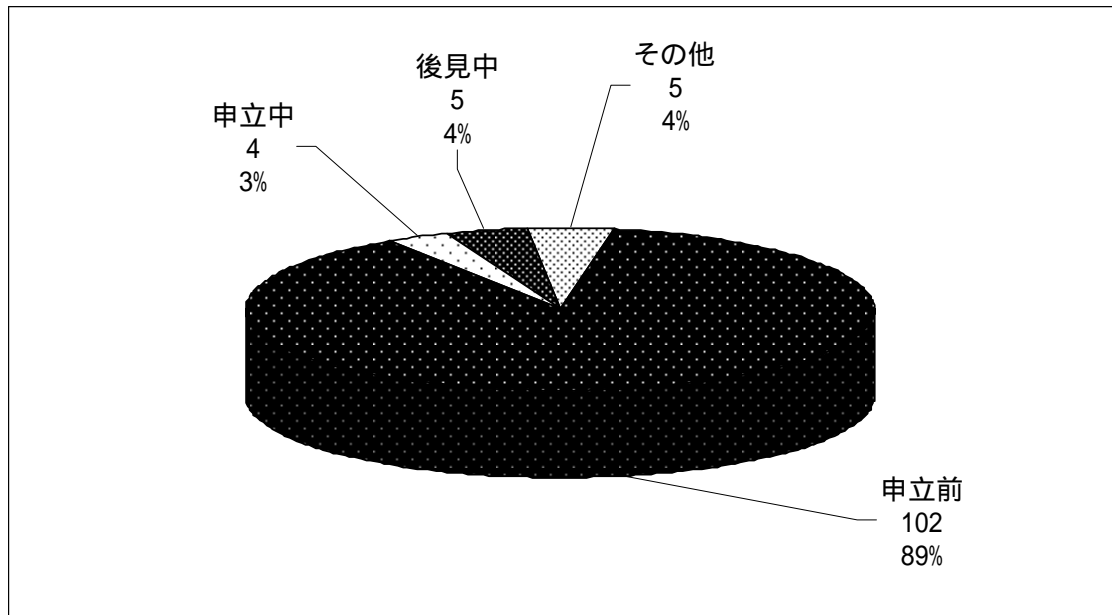
女性



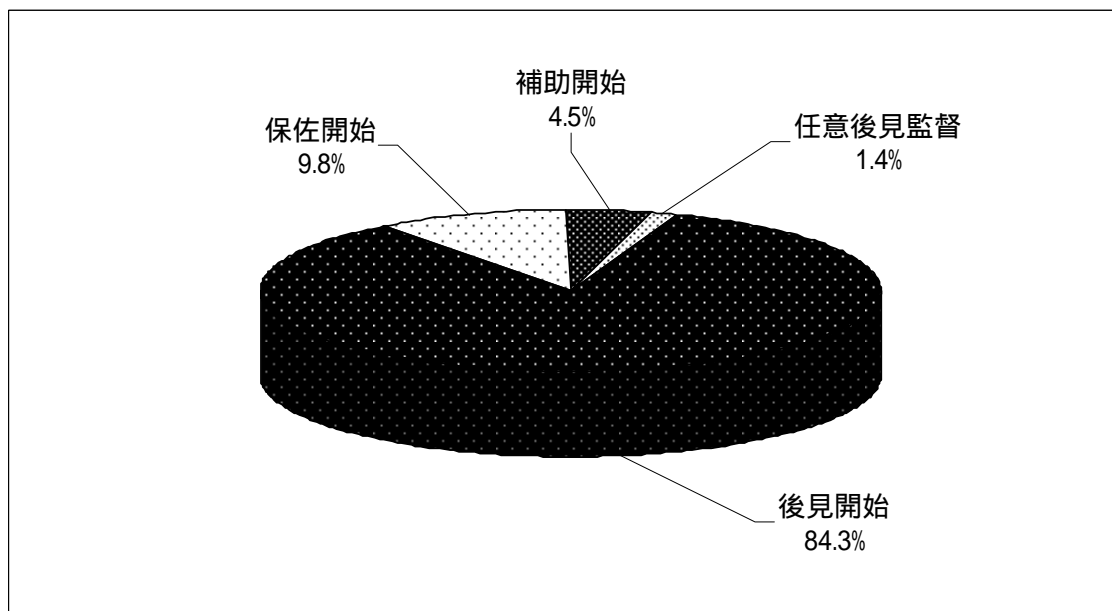
(最高裁判所・成年後見関係事件の概況 平成16年4月から平成17年3月より)

## 8. 相談時段階別

(総数 116)



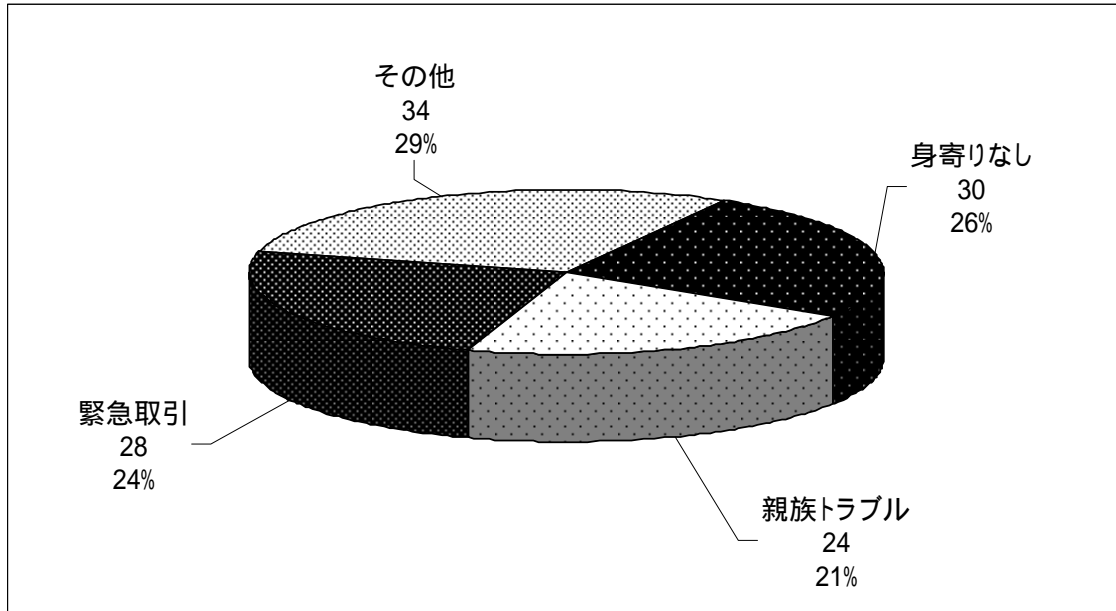
## 申立件数



(最高裁判所・成年後見関係事件の概況 平成16年4月から平成17年3月より)

## 9. 困難類型別

(総数116)



身寄りなしは、福祉・医療関係からの相談が3分の2をしめ、本人の生活状況は約半数が在宅者であった。

親族トラブルは、家族からと福祉・医療関係からの相談でほぼ二分した。

緊急取引は、財産処分、悪徳商法・リフォーム詐欺・訪問販売が多く、次いで、相続・遺産分割、債務整理とつづく。

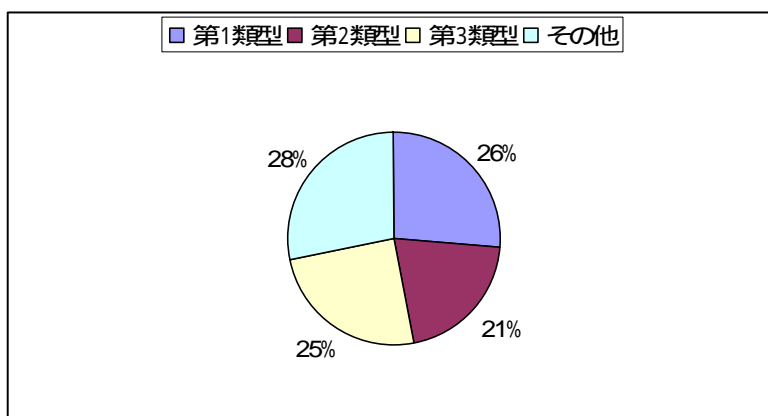
## 類型別分析編

### 1. 相談の類型化の試み

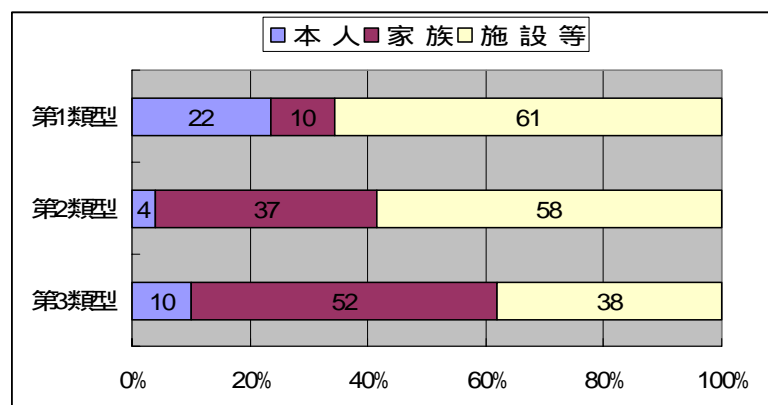
- (1) 身よりのない人からの相談
- (2) 親族間トラブルがある場合の相談
- (3) 成年後見制度の利用を急ぐ場合の相談

### 2. 類型別の電話相談分析：総論

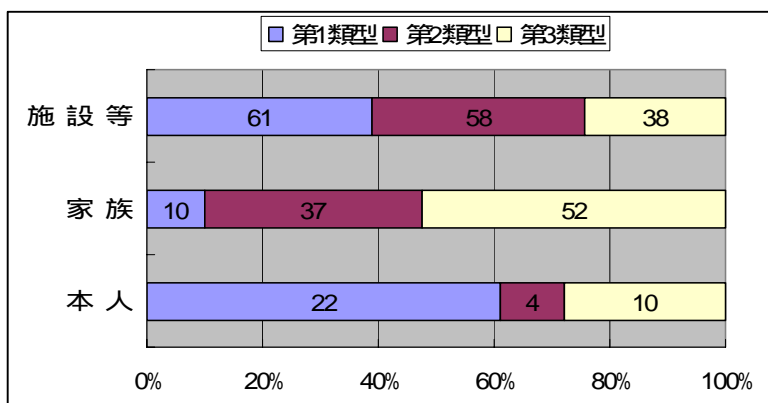
#### (1) 全相談にみる各類型の比率



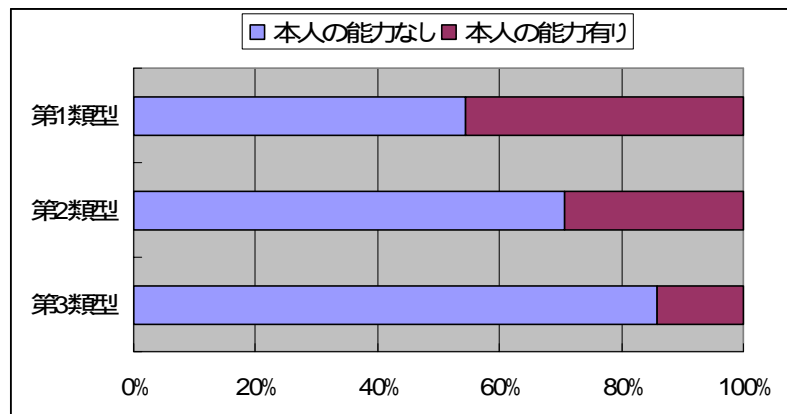
#### (2) 類型別に見た相談者



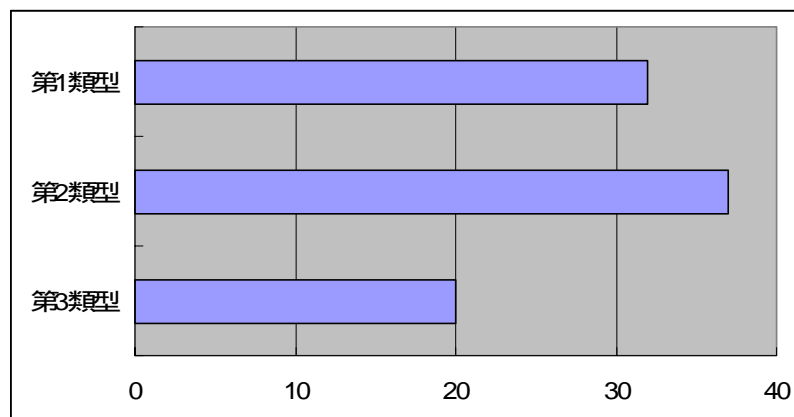
#### (3) 相談者別の相談類型比較



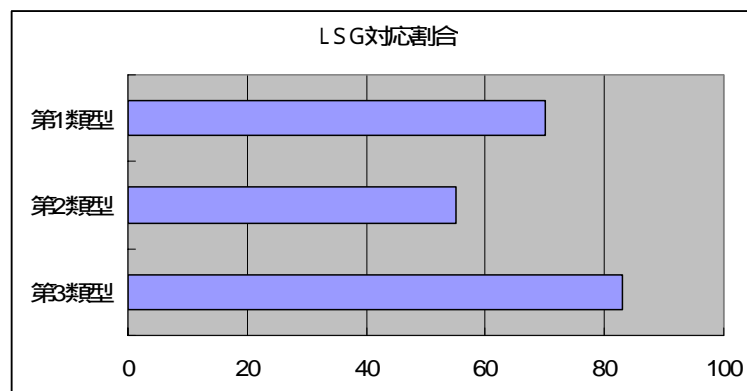
(4) 本人の能力と相談類型



(5) 相談類型別の後見制度利用依頼

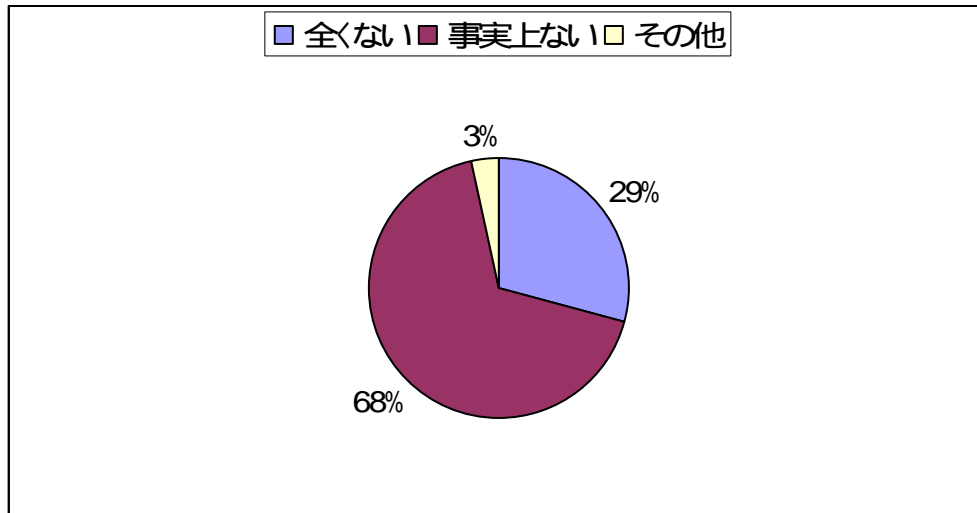


(6) 後見制度利用依頼に対してLSGが直接対応(紹介・面談)した割合

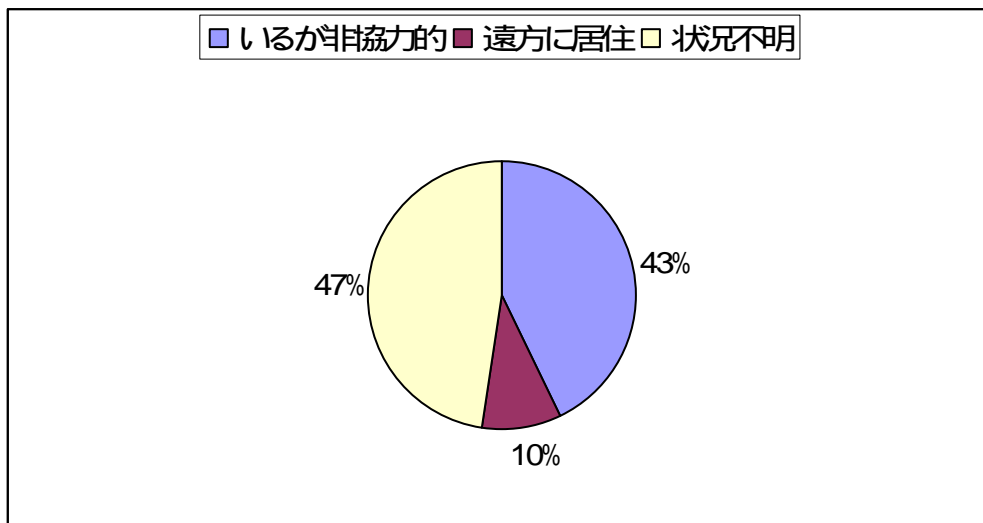


### 3. 類型別の電話相談分析：各論1～身よりがない人からの相談（31例）

(1) 身よりがない、とはどのような状態を指すのか



(2) 事実上ない、とはどのような状態は指すのか



(3) 相談者が本人からの場合の代表的相談内容

1. 夫が昨年死亡し、身寄りがいないため市役所に相談紹介を受け、任意後見等知りたい
2. 妻は施設入所中。遺言書は作成したが、将来のことを考えて準備したい
3. 子供がいないので任意後見契約を締結したい
4. 元気なうちに後見人を選んでおきたい。
5. 万が一のために甥を後見人としたい。
6. 夫が死亡し一人暮らし。遺言をしたい。老後が心配。

(4) 施設等からの場合の相談内容とその回答

1. 身よりのない高齢者。財産管理をリーガルで受けてほしい  
責任者と相談し後日連絡する
2. 精神病院長期入院。入院患者の後見申立てをしたい。市町村長申立ての場合の費用を知りたい。  
市町村長申立て、鑑定費用、後見・保佐・補助類型の説明
3. 判断能力が低下してきており、医師や病院関係者からも後見制度の利用を勧められている。後見人をお願いしたい。  
後見人をリーガルから紹介。
4. 病院から入院患者に地域福祉権利擁護事業を使いたいとの相談。意思能力なし。後見制度を利用したい。  
支部長と相談し、会員を紹介する。

(5) まとめ

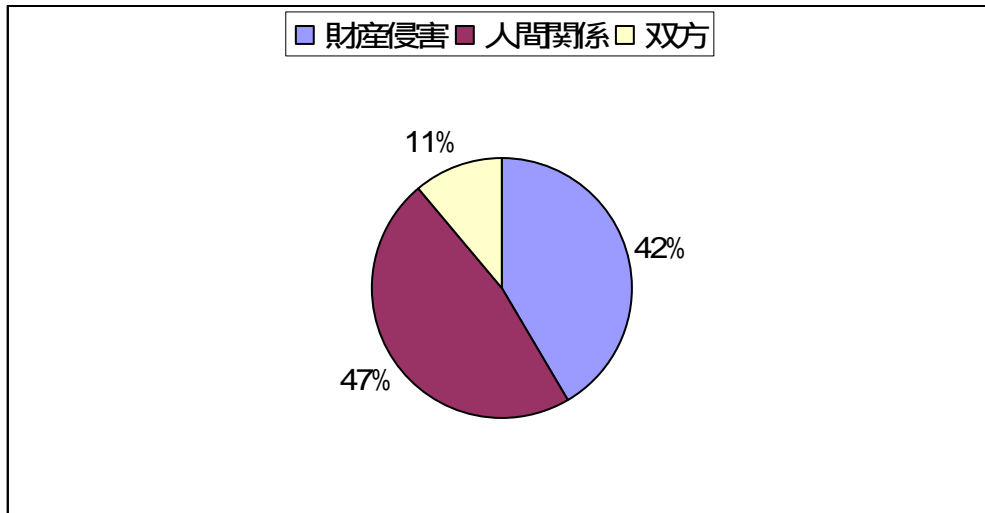
1. 相談の目的が比較的明確（相談者の意図が明確）  
「～をしたい」「～を説明してほしい」など
2. 施設からの場合、早急な対応が必要な場合が多い
3. 相談に対して積極的な対応が顕著である  
32%（10例）は会員紹介・後日の面談の約束などの直接的対応をしている

会員紹介・後日面談を約束したケース

1. 任意後見を利用したい。遺言も葬儀も相談に乗って欲しい（福祉）  
支部長と相談し直接説明に伺う。
2. 後見制度の利用を検討したい（福祉）  
後日面談する約束をする
3. 身寄りがない。任意後見を知りたい（本人）  
リーガルの会員紹介
4. 地権事業利用中。任意後見契約をリーガルに頼みたい（本人）  
前橋市内の司法書士を後日紹介
5. 子供なし。任意後見契約を締結したい（本人）  
リーガル会員を紹介
6. 一人暮らし。遺言をしたい（本人）  
リーガル会員を紹介
7. 後見人を選びたい（医療関係）  
後日面談を約束
8. 後見申立てをしたい（家族）  
支部長と相談し、会員を紹介

#### 4. 類型別の電話相談分析：各論2～親族間トラブルがある場合の相談（24例）

##### （1）親族間トラブルの内容



##### （2）各トラブルの概要

###### 財産侵害の例

- ・親の財産を兄弟が使い込んでいる（家族）
- ・子供の間で、親の土地の登記済証の取り合いなどがある（家族）
- ・兄弟で、親に無心している（施設）
- ・離縁した養子が財産を狙っている。以前した遺言を取り消したい（施設）

###### 人間関係

- ・面倒を見ない（施設）
- ・親族が関わるのを嫌がっている（施設）
- ・本人との折り合いが悪く自宅で面倒を見るのが大変。後見人を付けたい（家族）
- ・息子を信頼できない。遺言をしたい（施設）
- ・施設入所のために養子縁組したが、本人がわがままで苦慮している（家族）

###### 双方

- ・後見申立をしたが、家族関係が複雑で家裁から取り下げを求められた（家族）
- ・家族が以前虐待をしており、現在は財産を狙っている（施設）

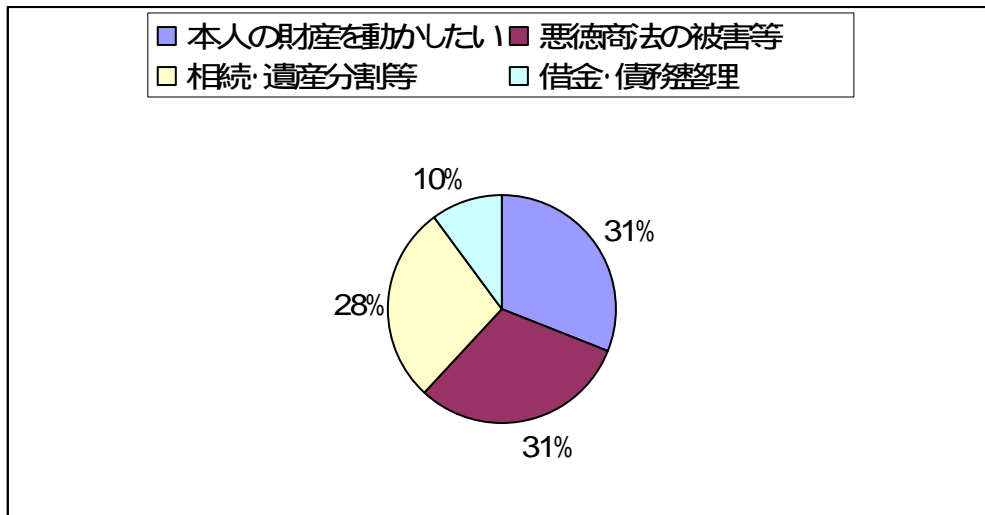
##### （3）まとめ

1. 本人の能力の状態は第1類型に比べ、ない場合が多い
2. 相談者の比率として、本人の割合が顕著に少ない
3. 逆に施設からの相談が一番多い
4. 後見制度利用の相談が多い（9例・37%）が、リーガルの会員を紹介したり、後日の面談の約束をしたり、といったリーガルが直接的に対応する割合は他の類型に比べ低い。

5. 家裁と相談してみても？ 自分でやってみても？ 兄弟間でよく話し合ってみても？ など第1類型に比べ明確な回答が少ない

## 5. 類型別の電話相談分析：各論3～成年後見制度の利用を急ぐ場合の相談（29例）

### （1）成年後見制度の利用を急ぐ理由



### （2）各理由の概要

#### 本人の財産を動かしたい

- ・後見人になって本人名義の不動産の贈与をしてほしい（家族？）
- ・在宅介護サービスの提供が必要だが、同居の家族が反対している（施設）
- ・本人が交通事故に遭ったが、示談交渉できない（家族）
- ・後見人として本人名義の土地の賃貸をしたいが家裁に認められなかった（家族後見人）
- ・父の土地を担保に住宅ローンを組んで子供名義の家を建てたい（家族）

#### 悪徳商法の被害等

- ・本人がリフォーム業者に騙され後見申立をしたいが、医師が診断書を書いてくれない（家族）
- ・訪問販売で不必要な契約をしている（家族）
- ・訪問販売の被害。本人はアルツハイマー（家族）
- ・リフォーム工事等訪問販売で高額な契約をしてしまい、債務整理をかたる男にお金を渡してしまった（家族）
- ・電話勧誘がくるとつい買ってしまふ。後見人をつけられないか（施設）

### （3）まとめ

1. 他の類型に比べ、本人に能力がない比率が最も高い

- 2 . 相談者としては家族が一番多い
- 3 . 後見制度を利用したいという相談は少ないが、利用を相談された場合にリーガルが直接的に対処する割合が顕著に高い。
- 4 . 緊急取引の中で、悪徳商法の被害あるいは借金に関するものの割合が計 12 例 ( 41% ) と高い。